

ライブベニューが活用可能な支援策

5/1 現在、国・東京都の施策

(※ [補正予算] の項は、令和 2 年度補正予算で追加される項目)

<納税猶予>

■ 「国税・地方税・社会保険料の猶予」 [補正予算]

https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2020/zeisei_202004/zeisei_20200407.pdf

対象：法人・個人（全業種）

内容：2021/1 までに納期限が到来する税・社会保険料について、最近 1 か月間の売上が前年同期比で 20%以上減少、かつ、一時に納付することが困難な場合、無担保・延滞税なく 1 年間納付を猶予

<融資・保証>

■ 中小企業庁「セーフティネット保証制度 4 号」（2/18～6/1）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228001/20200228001.html>

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm

対象：中小企業（全業種）

内容：信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の 100%を保証（上限 2 億 8,000 万円）

利用条件：（イ）指定地域において 1 年間以上継続して事業、（ロ）最近 1 か月間の売上高等が前年同月比で 20%以上減少、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比で 20%以上減少することが見込まれる

■ 中小企業庁「セーフティネット保証制度 5 号」（4/1～6/30）

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

対象：指定業種の中小企業（興行場、バーを含む）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200323008/20200323008-2.pdf>

内容：信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の 80%を保証（上限、2 億 8,000 万円）

利用条件：最近 3 か月間の売上高等が前年同期比で 5%以上減少

■ 日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付（国民生活事業）」

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

対象：法人（全業種）、設備資金・運転資金

内容：既存の融資制度の残高とは別枠で6,000万円まで（無担保）。貸付期間は設備資金20年（据置期間5年以内）、運転資金15年（同5年以内）

利用条件：最近1か月の売上高が前年または前々年の同期比で5%以上減少

※特別利子補給制度

上記のうち3,000万円を限度として、当初3年は災害発生時の融資制度に適用される基準利率から0.9%低減した利率を適用（一部の対象者は実質無利子）

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/pdf/covid_19_faq_jisshitsumurishika.pdf

（※同条件の融資を民間金融機関に拡大〔補正予算〕）

■ 日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付（中小企業事業）」

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_t.html

対象：中小企業（全業種）、設備資金・運転資金

内容：既存の融資制度の残高とは別枠で3億円まで（無担保）。貸付期間は設備資金20年（据置期間5年以内）、運転資金15年（同5年以内）

利用条件：（イ）最近1か月の売上高が前年または前々年の同期比で5%以上減少

（ロ）中長期的に見て業況が回復し、発展することが見込まれる

※特別利子補給制度

上記のうち1億円を限度として、当初3年は災害発生時の融資制度に適用される基準利率から0.9%低減した利率を適用（一部の対象者は実質無利子）

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/pdf/covid_19_faq_jisshitsumurishika.pdf

■ 商工組合中央金庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付（中小企業向け制度）」

<https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html>

（対象・内容・利用条件は日本政策金融公庫の中小企業事業と同様。特別利子補給制度もあり）

■ 東京都「新型コロナウイルス感染症対応緊急融資」

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/attention/2020/0305_13201.html

対象：中小企業者又は組合（全業種）、設備資金・運転資金

内容：2億8千万円まで（無担保8千万円）。貸付期間は設備資金15年（据置期間3年以内）、運転資金10年（同2年以内）。融資利率は1.7%～2.4%、信用保証料を全額補助

利用条件：最近3か月の売上高又は今後3か月の売上見込みが前年同期比で5%以上減少

※「緊急借換」：東京信用保証協会の保証付の既存の融資は「緊急融資」と類似の条件で借換えが可能

<賃料・固定資産関連>

■ 国土交通省「テナントの賃料を免除した場合の損失の税務上の損金算入」

<https://www.mlit.go.jp/common/001340572.pdf>

対象：法人・個人（全業種）

内容：賃料支払いが困難となったテナントの賃料を、不動産所有者が減免した場合、免除による損害分は寄附金に該当せず税務上の損金として計上可能

利用条件：（イ）テナントが感染症の影響による収入減少で事業継続が困難

（ロ）賃料の減額がテナントの復旧支援を目的としそのことが書面などで確認できる

（ハ）賃料の減額が、被害が生じた後、相当の期間内に行われる

■ 国土交通省「固定資産税等の減免措置」【補正予算】

https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2020/zeisei_202004/zeisei_20200407.pdf

対象：中小企業・個人事業主（全業種）

内容：事業収入の減少に応じて、事業用の建物・設備等の固定資産税・都市計画税を減免。2020年2～10月の任意の連続する3か月の収入が、前年同期比30%以上50%未満減少した場合は1/2に軽減、50%以上減少した場合は全額免除

<人件費関連>

■ 厚生労働省「雇用調整助成金」特例（4/1～6/30）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

対象：法人（全業種）、休業手当の費用

内容：事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用に対する助成。

助成率は中小企業 4/5、大企業 2/3（解雇を行わない場合はそれぞれ 9/10、3/4）

利用条件：最近 1 ヶ月の売上が前年の同期と比較して 5%以上減少

<その他助成金>

■ 経済産業省「持続化給付金」【補正予算】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

対象：法人・フリーランスを含む個人事業主（全業種）

内容：法人 200 万円、個人事業主 100 万円（昨年 1 年間の売上からの減少分を上限）

利用条件：1 か月の売上が前年同月比で 50%以上減少

■ 経済産業省・観光庁・農林水産省「Go To キャンペーン」【補正予算】

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei_yosan_gaiyo.pdf

<http://www.mlit.go.jp/report/press/content/001339698.pdf>

対象：法人（観光、飲食、エンターテインメント、商店街）

内容：チケット会社経由でイベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引・クーポン等を付与（2 割相当分）